慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	大安寺資財帳の成立に関する一考察
Sub Title	A Study on the Ancient Inventory of the Daianji
Author	松田, 和晃(Matsuda, Kazuaki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.1 (1991. 1) ,p.191- 212
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	利光三津夫教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910128-0191

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大安寺資財帳の成立に関する一考察

松田和晃

天平十九年二月十一日付で僧綱所へ提出された『伽藍縁起并流記資財帳』は、法隆・大安・元興寺のものが伝存するが、就中大安寺帳は、その書写年代が他の二帳に比して最も古いとされ、[1] 重要文化財の指定を受けている。しかし、同帳の記述内容には必ずしも正確でないと思われる箇所が存在することなどから、作成当初の姿を忠実に留めているか否かについて、従来より議論が重ねられて来た。本稿は、同帳に使用された語句の用法の分類から、当該史料の成立過程について若干の考察を試みるものである。

一

大安寺帳の記載内容については、同寺の創建と発展経緯の研究を通じて多くの検討がなされ、その縁起部分・資財記ともに誤謬・脱落や潤色等の存在することが指摘されているが、伝本そのものの真偽については、水野柳太郎氏が、

正暦寺本[2]の紙面には、巻主から三綱の署名まで、大安寺印があるが、巻末の僧綱で記入した部分には僧綱之印がないから、書写年代は判らないが、八世紀の原本ではなく、それ以後の写本であろう。（中略）しかし、宝亀六年淡海三船の撰という大安寺碑文や、寛平七年菅原道真の撰という大安寺縁起と比較すると、それらより前の成立であることは明らかで、後世の偽作とは考えられない。

との見解を示された[3]。しかし藪田嘉一郎氏は、同帳に付された副状によれば、縁起部分の略少を理由として加賀国主への売却が行なわれなかった[4]ことから、「加賀国主の見た大安寺縁起流記資財帳と今本のそれとは相違していたのではなかろうか」と推測[5]するとともに、この譲渡不首尾を契機として寺僧が縁起部分の改竄と全体の書き直しという「偽作」を行なったと考えた[6]。これに対し伊野部重一郎氏は、大安寺帳の縁起部分は法隆寺帳の当該部分と比しても簡単とは言えず、「大安寺において、同時代につくられたと考えるのが寧ろ穏当ではあるまいか。」として、同帳が天平の作であることを支持している[7]が、現在のところ、書風の面からも奈良時代最末期あるいは平安初期の写本と推定することが通説となっているようである[8]。

ところで大安寺帳の資財記部分中には、

以上資財等天平十八年本記所定注頭如件　　(0351)[9]

の文があり、「本記」なる別史料を利用したことが知られるが、水野氏は、大安寺帳の縁起部分と資財記の中に用いられた天皇の称呼の比較から、

まず本記は施入に関する基本の文書や伝承によって、これらを統一しようとせず、原資料のまま羅列してあった。これは天平十四年以後十八年までに成立しており、資財帳はこれを忠実に写した。（中略）これに対して、縁起と資財帳の後半は、縁起資財帳提出の命令が出てから、大安寺にあった創建移建の記録や伝承、それに不動産の施入文書などを利用して編纂され、両者の用

字や内容が統一されると共に、収入源である不動産の確保に都合のよい創作や作偽を加えられたのであろう。（中略）そして、提出時には縁起と不動産の間に本記によった部分を挿入して完成した。

という成立過程の推測を行ない[10]、また藪田氏も、

この寺に残欠の、某時代、恐らくは天平時代より平安初期に至る時代の流記資財帳（複数）があって、これを雑揉増刪して、一篇完全の天平十九年「帳」を作偽したものか。

として、「偽作」のプロセスという見解の相違はあるものの、大安寺帳伝本が複数の史料によって作成された可能性を述べておられる[11]。このように、総合資財管理台帳の編成にあたって、既存の目録類等が活用されることは十分考えられるが、その際、新規に作成した台帳が通覧に耐え得るよう、用字・用語や内容を統一して体裁を整えるという努力を払うことが普通であろうから、その一貫性における齟齬を大安寺帳の縁起部分と資財記の間に見出した水野氏の論は評価されるべきであろう。

二

さて、用語の統一という観点から改めて大安寺帳を検討すると、資財記内にも前述のような一貫性を否定する用例の存在することが知られる。

資財帳に記載した寺院財には、寺院財産の基本台帳という性格から、各々の名称のほか法量や数量を注記することが通常であるが、さらに寺内における当該資財の使用・消費権者（以下、属性と仮称する）なども記すことがあり、大安寺帳をはじめとする天平十九年の流記資財帳もその例にもれない。たとえば法隆寺帳記載の資財には、阿弥陀・維摩

像・衣・一切通・温室・花知識・観世音菩薩・灌仏・金剛・功徳・四天王・寺主・寺掃・衆僧衣・丈六・常燈・食・聖僧・知識・通・通三宝・塔・仏・別燈・法・法蔵・木叉・弥勒仏・薬師仏の属性が、また資財記の殆どを欠いている元興寺帳にも、通・温室・安居・一切経・燈の属性がみられるが、[12] それらの属性を注記するに際しては、語尾に「～分」の一字を付して属性表記であることを明示している。[13] ところが大安寺帳の場合、属性の語尾に付す文字は必ずしも「～分」のみでなく、「～物」あるいは「～分物」といった三通りの語句が用いられており、必ずしも統一されていないのである。

そこで大安寺帳の資財記部分における各資財とその属性表記の関係を表に纏めてみた。

三

この表中で特に気付くのは、全般的に属性表記には「～物」の語が用いられる傾向にある中で、「稲」(0486) の項内の全ての属性と、属性「塔」(0132, 0196, 0203, 0290, 0307)「木叉」(0130, 0153, 0275, 0278)「功徳」(0133, 0196, 0198, 0214, 0263, 0494)「悲田」(0116, 0133, 0202, 0203, 0207, 0209, 0214, 0263, 0294)「衣田」(0133, 0200, 0203, 0207, 0209) には、「～分」と「～分物」のみが見られ、「～物」が使用されていないことである。また、大安寺帳には「銀銭」(0120) と「銭」(0127) という二種類の貨幣の項があるが、前者には「～物」のみが用いられているのに対し、後者には「～物」と「～分」が混在している。

なお、前述のように法隆・元興両寺の資財帳がいずれも「～分」の語を使用しているのに対し、大安寺帳中に三種の語が混在するのは確かに不自然であるが、必ずしも天平十九年の流記資財帳が全て「～分」のみを用いていたとは断定できないように思われる。そもそも天平十九年帳の作成・提出命令は、多数の大寺に対して発せられたと考えられ

大安寺資財 属性表記一覧

資財＼属性	仏像	繡仏像	菩薩像（画像）	一切経	部足経	雑経	律	論疏玄章伝記	典言	書法	聖僧	見前僧	練金	生金	沙金	消金
仏													●	●	●	
法																
修多羅衆																
三論衆																
律衆																
摂論衆																
別三論衆																
涅槃																
華厳																
木叉																
盂蘭盆																
菩薩													●	●		
四天王																
功徳天																
功徳天女																
八部																
聖僧																
箜篌																
燃燈																
燈炉																
塔																
温室														●		
功徳																
義																
悲田																
衣田																
僧													●	●		
見前僧																
常住僧																
通													●		●	●
高麗通																

●…物　◎…分物　○…分　□…なし

多羅	鋺	鉢	供養具	銭	鍬	鉄	悪荒銅	熱銅	練銅	生銅	白鑞	水銀	銀銭	銀針	金針	銀墨	銀	
●	●	●	□	●						●			●	●			●	仏
				●													●	法
				●														修
				●														三
				●														律
				●														摂
				●														別
				○														涅
				○														華
				○														木
				○														盂
●	●			○									●				●	菩
				●									●					四
																		功天
				○														功女
				●														八
●	●	●	□	●									●					聖
				○														箜
				○														燃
																		燈
				○														塔
◎				○														温
				○														功
				●														義
				○													◎	悲
				○														衣
																		僧
				●														見
					●	●	●	●	●	●		●						常
●	●			○										●	●	●	◎	通
																		高

	飯鋺	塔鋺	白銅大盤	白銅槃鉢	壺	酌	水瓶	香杯	香炉	単香並香鑪并其盤	鍾	磬	鏡	合子	匙	鐺	火炉	鉄炉
仏	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	
法									●		●	●					●	
修																		
三																		
律																		
摂																		
別																		
涅																		
華																		
木							◎											
盂																		
菩							●						●					
四																		
天功																		
女功																		
八																		
聖	●	●												●	●	●		
箜																		
燃																		
燈																		
塔																		
温					◎												○	
功																		
義																		
悲																		
衣																		
僧																		
見																		
常									●	●								
通		●	●			●	●	●					●				●	●
高									●									

	錫杖	誦数	釜	銅斗并升	銅井樽	鈴	朱沙	金青	緑青	白緑	空青	胡粉	丹	烟紫	雌黄	紺青	甘草	太黄
仏	●	●				●	●	●	●			●	●	●	●	●		
法																		
修																		
三																		
律																		
摂																		
別																		
涅																		
華																		
木																		
盂																		
菩																		
四																		
天功																		
女功																		
八																		
聖																		
箜																		
燃																		
燈																		
塔																		
温			○															
功																		
義																		
悲																		
衣																		
僧																		
見																	●	●
常																		
通			●	●	●		●	●		○	○	●	●					
高																		

薫陸香	浅香	沈香	白檀	麝香	朱芳	紺布	交易布	庸布	長布	細布	交易綿	庸綿	調綿	交易糸	糸	交易絁	調絁	
●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●		●	仏
●	●	●									●	●						法
																		修
																		三
																		律
																		摂
																		別
																		涅
																		華
																		木
							○							○				盂
																		菩
									●									四
												●						天功
																		女功
													●		●			八
											●	●		●	●			聖
																		箜
																		燃
																		燈
												◎				◎		塔
								○	○			○						温
							○								◎	○		功
																		義
							○		○	○		○	○					悲
														◎				衣
																		僧
							●				●			●		●		見
																		常
●					●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	通
																		高

	仏張柱裳布	丈六覆帛絁	机帯	花覆	机敷物	小幡	蓋	宝帳	滝頂幡	蠟燭	霍香	甘松香	蘇合香	零陵香	青木香	百和香	衣香	丁子香
仏	●	●	●	●	●	●		●							●	●	●	●
法			●	●	●	●	●				●	●	●	●	●			
修																		
三																		
律																		
摂																		
別																		
涅																		
華																		
木																		
盂																		
菩								●										
四																		
天功																		
女功																		
八																		
聖																		
箜																		
燃																		
燈																		
塔																		
温																		
功																		
義																		
悲																		
衣																		
僧																		
見																		
常																		
通					●			●		●								
高																		

	火炉坐敷物	袈裟	坐具	衣	織脛纏	綵帛	高麗八部	秘錦	錦	厨子	韓櫃	赤檀小櫃	四角機匣	漆涅円牒子	皮笥	草笥	雑琴	笙
仏	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
法	●	●	●				●			●	●					●		
修																		
三																		
律																		
摂																		
別																		
涅																		
華																		
木																		
盂																		
菩			●															
四																		
天功																		
女功																		
八																		
聖			●															
箜																		
燃																		
燈																		
塔																		
温										◎								
功										○								
義																		
悲										○								
衣																		
僧																		
見																		
常																		
通						●	●	●	●	●						●		
高																		

偏袒	被	裳	桴綱	嚢	頭形	帯	持蓋	経嚢	経台	船	籌	脇息	如意	塵尾	安几	机	屏風	
					●	●	●					●	●			●	●	仏
●	●	●		●				●	●					●	●	●		法
																		修
																		三
																		律
																		摂
																		別
																		涅
																		華
										○	□		○					木
																		盂
																		菩
				●														四
																		天功
																		女功
																		八
																		聖
																		箜
																		燃
																		燈
																		塔
										○							○	温
																		功
																		義
																		悲
																		衣
																		僧
																		見
																		常
			●			●								●			●	通
																		高

弓	小刀	大刀并横刀	鎧	古帳長布	布帳	絁帳	綱	垣代帳	衣屏	種種物袋	種種物覆	織絨并氈	雑絁端	沓	褥	巾	手衣	
●	●	●			●	●	●			●	●	●	●	●				仏
							●				●	●	●	●		●	●	法
																		修
																		三
																		律
																		摂
																		別
																		涅
																		華
																		木
																		盂
					●						●				●			菩
					●													四
																		功天
																		功女
																		八
																		聖
																		箜
																		燃
							□											燈
				○												○		塔
					○	◎				○								温
																		功
																		義
													◎					悲
																		衣
																		僧
					●													見
						□									●			常
			●		●	●	●	●	●			●			●			通
																		高

	仏	法	修	三	律	摂	別	涅	華	木	盂	菩	四	天功	女功	八	聖	箜	燃	燈	塔	温	功	義	悲	衣	僧	見	常	通	高
胡禄	●																														
箭	●																														
鈔	●																														
鉞	●																														
鉾	●																														
雑物	●																													●	
大般若会調度																															
大唐楽調度																															
伎楽																															
寺院地																															
門																															
堂																															
楼																															
廊																															
食堂前廡廊																															
通左右廡廊																															
僧房																															
井屋																															

	宿直屋	温室院室	禅院舎	太衆院屋	政所院	倉	食封	論定出挙本稲	墾田地	水田	今請墾田地	薗地	処処庄　庄庄倉　屋	糯	米	粃	稻
仏																	
法																	
修																	
三																	
律																	
摂																	
別																	
涅																	
華																	
木																	
盂																	○
菩																	
四																	
天功																	
女功																	
八																	
聖																	
笠																	
燃																	
燈																	
塔																	
温																	○
功																	○
義																	
悲																	
衣																	
僧																	○
見																	
常																	
通																	○
高																	

る[14]ので、法隆・元興寺の例のみをもって天平十九年帳の体裁上の規則を推定し一般化することは危険である。加えて、やや時代は降るが、貞観九年の『安祥寺伽藍縁起資財帳』に記された資財管理に関する誡文には、「宝印経」「罪福決疑経」「四分律」「毘奈耶論」「五分律」「観仏三昧経」「宝梁経」「方等経」「薩遮尼乾子経」「大集経」「涅槃経」「救護衆生病疾経」を引用しつつ、「仏法二物」「塔物」「僧物」「三宝物」「僧祇物」「常住現前僧物」などの互用・盗用や寺外持出を禁止した箇所があり[15]、これらの経典類は「物」の語をもって当該資財の所属を表していることが知られる[16]。したがって、「〜分」「〜物」のいずれが使用されても、それが同一帳内に一貫している限り体裁上差し支えはないと思われ、大安寺帳における問題は、こうした属性表記の統一がとられていない点にあるといえよう。

さて、大安寺帳中の用語不統一の原因について考察する際に参考となるのは、前掲の水野・藪田両氏の論である。すなわち、同帳の作成にあたって、「原資料のまま羅列してあった」本記という史料が資財帳中に「忠実に書写」されたとすると[17]、これらの羅列資料相互間に用語の不統一が存在することは十分にありえよう。しかし、「〜分」や「〜物」という属性表記の場合、資財の固有名称や法量・数量などと異なって、資財記全体を通じて使用される語であるだけに、資財帳の作成過程で自然に統一されてしまう可能性が大きい。しかも、提出された資財帳の記載内容に対して政府が大いなる関心を寄せていることは、当然各寺とも知っていたであろうから、いかにも不体裁なままで提出するようなことはなかったと思われる。そこで、このような同一資財帳内に三種の属性表記方法が表れうる場合について考えると、偽作か否かの議論は別として、藪田氏の複数の資財帳より再編成したという説[18]が想起されるのである。資財帳の作成に際して、以前に作成された複数の資財帳を参照したとすれば、その底本となった資財帳は各々一貫した体裁を持っていたとしても、全ての底本が同一体裁によって記述されていない限り、引用の仕方によっては異なる底本の体裁を反映したものが混在することになる。すなわち、大安寺帳における「〜分」「〜分物」「〜物」という三種の属性表記の存在は、同帳伝本が少なくとも二ないし三種の資財帳あるいは資財帳様のものを参考にして作成され

た可能性を窺わせるのである。

ただし、資財帳の定期的作成・提出が開始されて各寺に数種の資財帳が保存されうる状況になったのは天平宝字八年以後のことで、天平十九年当時の資財帳提出はあくまで臨時処分によるものであり[19]、また平城京移転後の創草期にある大安寺が、既に数度の資財帳を作成していたとも考えにくいことなどを考慮すると、天平十九年の大安寺帳に過去の資財帳が引用されたとするのは、無理があるように思われる。しかし、本稿冒頭にも述べたように、同帳は「奈良時代最末期あるいは平安初期の写本」とされており、作成当初の原本とは見られないから、写本作成時までに、他の資財帳等を用いて何等かの記事の追加や再編成がなされたと推定すれば、一応の解決をみることは出来よう。そこで次に、資財の属性表記に関して不統一の目立つ部分について、このような観点から検討を加えてみることにする。

まず大安寺帳中で、「～分」と「～分物」のみが見られる項目や属性のうち、「塔」について考えると、この属性「塔分」および「塔分物」の表記がある資財は、

塔分　銭一貫七百五十九文　(0132)
　　巾一条　(0290)
　　古帳長布壱佰捌拾玖端　(0307)
塔分物　交易絁二匹　(0196)
　　綿四屯　(0203)

のみで、その種類・数量とも決して多くはないが、これらの資財の所属元であるべき「塔」は同帳の伽藍建築の項目中に見られないので[20]、使用・消費権の主体が存在しないということになってしまう。しかし、平城京における大安寺の建立計画は、途中から道慈が参画したことにより大幅に変更され、特に東西両塔の位置は、当初の回廊内から六条大路を隔てた左京七条四坊の地へと移されているので、金堂一郭より完成も遅れたことと思われ、資財帳の記載のよ

うに、天平十九年当時まだ塔が存在していなかったことは事実であろう。なお、『続日本紀』には天平神護二年十二月に大安寺東塔に落雷したという記事があるので、[21] 同年までに東塔が完成していたことは明らかであるが、太田博太郎氏は「神護景雲元年三月九日には、天皇の行幸があり、造寺大工軽間連鳥麻呂叙位のことがある。他寺の例からみて、重要な建物の完成を示すものと思われ、塔院の竣工に当っての行幸であろう。[22]」として、塔院の完成を神護景雲元年としておられる。したがって、未完成の「塔」に所属するような資財の存在は、同帳の記述として相応しくないように思われる。[23]

次に「銭」および「銀銭」の項についてみると、前掲表中に示したように前者は「～分」「～物」の両方が混在しているのに対し、後者は「～物」で統一されている。同帳中で「～物」のみを使用した項目は別段珍しくないものの、この「銀銭」の項には、

合銀銭壱阡伍拾参文仏物八百八十六文之中九十二文古菩薩物廿三文四天王物六文聖僧物百卅八文　(0120)

とあって、「古」銀銭が記載されている。利光三津夫氏はこの九十二文の「古」銭について、『続日本紀』和銅二年正月壬午条に、[24]

詔、国家為政、兼済居先、去虚就実、其理然矣、向者頒銀銭、以代前銀、（下略）

とある「前銀」と同じものと考え、さらにこの銭が西大寺より出土したことのある「□賈行□」の銭文を持つ銀銭（利光氏はその銭文を「商賈行布」と推定している）である可能性について論じておられるが、[25] いずれにせよ当時の現行通貨以前の古銭を含んでいる「銀銭」の項の属性が全て「～物」で表記されているのに対し、「銭」すなわち和銅銅銭の項が「～物」と「～分」を併用していることは、「～物」の表記をとるものの方が「～分」より古いことを考

えさせるものではなかろうか。

さらに「稲」の項をみると、大安寺帳には通分・僧分・功徳分・盂蘭盆分・温室分を合せて二二一万一六〇六束八把三分半の稲が記されているが、これは横田健一氏が「比較を絶して大きい量」[26]と言われたように莫大な数量である[27]。横田氏は、大安寺の水田と封戸の量からその年間収入を算出し、これらの稲が長年の蓄積と私出挙によって利潤の増殖を図った結果であることを示唆しておられるが、このうち七〇万束弱が毎年未納であることは[28]、稲の蓄積に要した期間が天平十九年までより更に長期にわたっていた可能性すら窺わせる。

その他の項目については、属性表記の関係を考察しうるような内容を見出すことは出来ないが、前述の点から考えると、大安寺帳伝本の編成にあたって使用したと思われる複数の資料のうち、属性表記に「〜物」を用いていたものの方が「〜分」を使用したものより成立の古かったことが推測されよう[29]。

以上、大安寺資財帳の資財記部分について、個々の資財の属性を表示する語に三種あることを指摘し、それらが各各の出典の体裁を反映した結果であることなどを述べるとともに、その前後関係を探って来たが、この他にも同帳中には総計の合致しないような項目が散見することから[30]、同帳伝本の編成時には、主たる底本として用いられたもの（属性表記に「〜物」を使用したものか）に既に欠損箇所のあったことが考えられよう。したがって伝本は、こうした欠損を補うことなどを目的に、他の数種の資財帳様の資料を使用しつつ加筆・重鈔を行なって成立したのではなかろうか。前述の「塔分」および「塔分物」の記事から、それらの資料が大安寺塔院の完成後、すなわち神護景雲元年以降に作成されたものであることを窺いうるが、これは諸国定額寺の資財帳の毎年進官が天平宝字八年に開始されたと思われることと矛盾しない。すなわち、大安寺帳伝本の書写年代も神護景雲以降ということになり、本稿冒頭に述べた通説とさほど異ならない結論に至るのである。

（1）法隆寺帳は寛政七年五月書写の奥書を持つ法隆寺蔵の折本（明治二十一年に巻子本を改装）が、また元興寺帳は醍醐寺本『諸寺縁起集』収載の節略本が最も古いと考えられている。石上英一氏「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳諸写本の伝来」（『東京大学史料編纂所報』一〇）、鈴木学術財団編『大日本仏教全書』解題、藤田経世氏『校刊美術史料』寺院篇など参照。

（2）現在は文化庁が所蔵している。

（3）水野柳太郎氏「大安寺伽藍縁起并流記資財帳について」（『南都仏教』三）。

（4）この副状は『寧楽遺文』解説および『大日本仏教全書』寺誌叢書二に翻刻があるので、前者によって左に掲げておく。

抑資財帳濫觴者、和州南都大安寺之記録、而則縁起流記資財帳者題号也、当初此古寺零落後、金堂一宇不思議残也、天正頃在之、至延享乙丑凡百七十余歳也、惜哉是亦崩倒退転、愚師常語昔有様、相伝余也、今纔礎跡耳也、霊宝霊仏資財等、同寺僧坊今之海竜王寺納之、令秘蔵宝物数多雖有之、過半分失見矣、然所此資財一軸、今既歴然在当山、所以者、元来蓮花院信恵阿闍梨者、是則大安寺邑出生人也、其先祖累代八幡宮従神職、此一軸伝来于家、雖然末世有誰不知貴書、職家所檐端古箱、或信恵往父家、採之奉拝見件一軸也、在家惶分失、令懇望所持而帰寺、為重宝、然厥后同院住持展転、而享保年中、奉寄付伽藍也、従爾以来為公物至宝也、又前方加賀国主風聞、有求之旨、洛陽今出川樫木町、有同家人菅心清云人、以是取次下于国、加州太主一覧終、謂此巻雖至貴珍書也、資財録耳、而縁起略少也、絶望返弁之、思是幸哉、少之一軸留此山而永為伽藍宝財、誠有所以乎、仍由緒粗任伝語書之、為後代寄付畢、必至後々不可麁末、可秘蔵可貴而已、時延享第弐乙丑季晩夏穀旦、

右従当役所依所望、綴此一紙、相添資財帳、奉納宝蔵者也、　安楽院沙門真宥謹言

（5）なお、加賀国主の見た大安寺帳と今本のそれが相違していたとする藪田氏の説は、同帳偽作説と分離して改めて考えてみる余地があろう。伝本の縁起部分が「略少」の一語などで片付け難いことは伊野部氏も指摘された通りである。加えて、前田綱紀の親筆箱書のある『仁和寺御室御物実録』（尊経閣文庫所蔵）の内容が全く資財記のみであり、さらに前田家の蒐集が「滅びやすい書物を、できるだけ網羅的に収集して、天下後世のために保存することを目的とした」（石川県立美術館『前田綱紀展』図録二一〇頁）ことをみれば、必ずしも大安寺帳伝本がその副状に記されるような印象を与えたとは考えにくい。すなわち、副状の「略少」を買入拒否のための口実と捉えて前田家の書物奉行や当主の選択眼に適わなかった理由を別に求めるか、あるいは前掲の藪田氏の説をとるとしても、当時「加賀ノ人、重価ヲ咯ハシメテ、金沢本三櫃ヲ寺僧ヨリ購行キタリト。惜ムベシ」（『右文故事』）と評されたような集書活動に、正暦寺の僧侶がどのように反応したのか、いずれも所詮憶測の域を出ないことではあるが、副状内容の不自然さについて再検討してみることも無意味ではなかろう。

(6) 藪田嘉一郎氏「大安寺伽藍縁起并流記資財帳に関する疑」(『続日本紀研究』五―四)。
(7) 伊野部重一郎氏「大安寺の草創」(『日本上古史研究』三―一一)。
(8) 奈良国立博物館『特別陳列　資財帳』図録。
(9) 本稿所引の大安寺帳原文や資財名・属性などに付した洋数字は、当該箇所の位置を原本の巻首より数えた行数で示したものである。なお大安寺帳の行数付翻刻を、拙稿「資財帳索引稿②　大安寺伽藍縁起并流記資財帳」(『杏林社会科学研究』七―一)に掲載したので、参照いただければ幸甚である。ただしこの索引は、当該索引語が含まれる箇所の全てを検索しそのまま掲出しているので、例えば「温室分物」の語の所在は「温室分」の項にも重複して表示されていることに注意されたい。
(10) 水野氏前掲論文。
(11) 藪田氏『続「大安寺伽藍縁起并流記資財帳に関する疑」』(『続日本紀研究』七―九)。
(12) 竹内理三氏は、こうした寺院財を使用財と消費財に大別し、大体において仏物・法物・僧物・通物が前者にあたるとしている(『奈良朝時代に於ける寺院経済の研究』二七〇頁)。
(13) 拙稿「資財帳索引稿①　法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」(『杏林社会科学研究』六―一)参照。
(14) 拙稿「奈良朝における資財帳の制について」(瀧川政次郎博士米寿記念論集『律令制の諸問題』所収)。
(15) なお、これらの誡文は道世の『諸経要集』に出典を求めたものと考えられる。拙稿「安祥寺資財帳について」(『日本歴史』四四九)、同「諸経要集と法苑珠林」(『杏林社会科学研究』二―三)。
(16) 竹内氏も「大体に於いて使用財は、仏物・法物・僧物及び通物とに分けられてゐる。」として、『釈氏要覧』に「仏物」「法物」「僧物」の定義がみられることを記している(同氏前掲書二七〇頁)。
(17) 水野氏前掲論文。
(18) 藪田氏前掲注(11)論文。
(19) 延暦十七年正月廿日付の太政官符「応停定額寺資財帳進官事」(『類聚三代格』巻三)によれば、これ以前に既に定額寺資財帳の毎年進官が行なわれていたことを知りうるが、毎年進官制の開始について直接指示した格を見ることは出来ない。ただ、天平宝字八年十一月十一日付官符「応勤造国分寺并禁犯用寺物事」(『類聚三代格』巻三)は諸国国分寺の造立物や消費物を勘録して毎年上申すべく命じているので、この格によって定額寺資財帳も毎年進官が開始されたのであろう。拙稿注(14)論文参照。
(20) 大安寺帳に記された堂舎は、仏門二・僧門七・金堂一・講堂一・食堂一・経楼一・鍾楼一・廊一・食堂前無廊・通左右無

廊六・僧房十三・井屋二・宿直屋六・温室院室三・禅院舎八・太衆院屋六・政所院三・倉二十四であり、この時点で塔院以外はほぼ完成していたことが窺える。

(21) 『続日本紀』巻二十七、天平神護二年十二月己酉条に「震大安寺東塔」とある。

(22) 太田博太郎氏『南都七大寺の歴史と年表』八四頁。

(23) 大安寺帳縁起部分・『日本書紀』・発掘結果等によれば、大安寺の前身である百済大寺や大官大寺（高市大寺）にはいずれも塔の存在したことが知られるが、その遺財であるとすることは考えにくいであろう。

(24) 『続日本紀』巻四。

(25) 利光三津夫氏『古貨幣夜話』一一頁。

(26) 横田健一氏「大安寺の経済に関する二三の問題」（『ヒストリア』一〇）。

(27) ちなみに法隆寺帳に記された稲は一一万一五四束三把で、大安寺帳に遠く及ばない。

(28) 毎年未納は各分を通算して六九万七八〇三把四分半になる。

(29) 「～分物」については分らない。語感からして「～分」「～物」より遅れると考えるのが自然とも思えるが、属性が「温室」にかかるものに多く存在するようなので、さらに検討を加えてみたい。

(30) たとえば、「合仏像玖具（壱拾漆軀　丈六即像貳具）」(0055) に含まれる仏像類を合計してもこの数には合致しないし、「合処処庄拾陸処　庄庄倉合廿六口　屋卌四口」(0471) も、その内訳として掲げられた大倭・山背・摂津・近江・伊賀の庄の数を加算すると十七処になる。